

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

### ◇ 公 告

- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】 8

### ◇ 教育委員会

- 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 9

北九州市告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 3 月 18 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

東筑苑町内会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所                  |
|--------|--------|-------------------------|
| 変更前    | 鶴田健二   | 北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 2 号   |
| 変更後    | 北村千鶴   | 北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 2 3 号 |

3 主たる事務所の変更

| 変更前後の別 | 主たる事務所の所在地              |
|--------|-------------------------|
| 変更前    | 北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 2 号   |
| 変更後    | 北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 2 3 号 |

4 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市告示第70号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年3月18日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番2号  
日揮触媒化成株式会社北九州事業所  
執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番2号  
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア)

|    |   |
|----|---|
| 名称 | B-33 (MM1研-6遠心分離機)                          |
| 種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の第27号ロに掲げる遠心分離機 |
| 能力 | 1700L/時間                                    |

(イ)

|    |   |
|----|---|
| 名称 | B-34 (MM1研-7遠心分離機)                          |
| 種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の第27号ロに掲げる遠心分離機 |
| 能力 | 13g/回                                       |

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

(ア)

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 名称     | B-33 (MM1研-6遠心分離機) |
| 使用時間間隔 | 1~2回/日             |

|            |       |
|------------|-------|
| 1日当たりの使用時間 | 2～4時間 |
| 季節的変動      | なし    |
| 設置年月日      | 許可日以降 |

(イ)

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 名称         | B-34 (MM1研-7遠心分離機) |
| 使用時間間隔     | 1回/日               |
| 1日当たりの使用時間 | 8時間                |
| 季節的変動      | なし                 |
| 設置年月日      | 許可日以降              |

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の値

(ア)

|                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 名称                           | B-33 (MM1研-6遠心分離機) |
| 汚水等の量<br>( $m^3$ /日)         | 通常 3.4<br>最大 3.4   |
| 水素イオン濃度                      | 通常 8.7<br>最大 8.7   |
| 浮遊物質<br>( $mg/l$ )           | 通常 2900<br>最大 2900 |
| 化学的酸素要求量<br>( $mg/l$ )       | 通常 11<br>最大 11     |
| 窒素含有量 (アンモニア性)<br>( $mg/l$ ) | 通常 80<br>最大 80     |
| リン含有量<br>( $mg/l$ )          | 通常 1未満<br>最大 1未満   |

(イ)

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 名称                   | B-34 (MM1研-7遠心分離機)         |
| 汚水等の量<br>( $m^3$ /日) | 通常 0.000012<br>最大 0.000013 |
| 水素イオン濃度              | 通常 4.0<br>最大 4.0           |

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 浮遊物質<br>(mg/ℓ)     | 通常 5<br>最大 5           |
| 化学的酸素要求量<br>(mg/ℓ) | 通常 110000<br>最大 110000 |
| 窒素含有量<br>(mg/ℓ)    | 通常 1700<br>最大 1700     |
| 燐含有量<br>(mg/ℓ)     | 通常 1未満<br>最大 1未満       |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

処理施設名 廃水処理施設

| 項目                                      | 設置前                    | 設置後                    |
|---|------------------------|------------------------|
| 汚水等の量<br>(m <sup>3</sup> /日)            | 通常 12,100<br>最大 13,873 | 通常 12,236<br>最大 14,009 |
| 水素イオン濃度                                 | 通常 5.8<br>最大 8.6       | 同左                     |
| 浮遊物質<br>(mg/ℓ)                          | 通常 27<br>最大 42         | 同左                     |
| 化学的酸素要求量<br>(mg/ℓ)                      | 通常 10<br>最大 15         | 同左                     |
| 窒素含有量<br>(mg/ℓ)                         | 通常 40<br>最大 60         | 同左                     |
| 燐含有量<br>(mg/ℓ)                          | 通常 0.2<br>最大 0.9       | 同左                     |
| ほう素及びその化合物<br>(mg/ℓ)                    | 通常 5<br>最大 10          | 同左                     |
| ふっ素及びその化合物<br>(mg/ℓ)                    | 通常 4<br>最大 8           | 同左                     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(mg/ℓ) | 通常 40<br>最大 60         | 同左                     |

|                      |    |    |    |
|----------------------|----|----|----|
| 生物化学的酸素要求量<br>(mg/ℓ) | 通常 | 10 | 同左 |
|                      | 最大 | 15 |    |

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水の量及び汚染状態

| 項目                                      | 設置前 |        | 設置後 |
|---|-----|--------|-----|
| 汚水等の量<br>(m <sup>3</sup> /日)            | 通常  | 11,392 | 同左  |
|   | 最大  | 12,988 |     |
| 水素イオン濃度                                 | 通常  | 5.8    | 同左  |
|   | 最大  | 8.6    |     |
| 浮遊物質量<br>(mg/ℓ)                         | 通常  | 27     | 同左  |
|   | 最大  | 42     |     |
| 化学的酸素要求量<br>(mg/ℓ)                      | 通常  | 10     | 同左  |
|   | 最大  | 15     |     |
| 窒素含有量<br>(mg/ℓ)                         | 通常  | 40     | 同左  |
|   | 最大  | 60     |     |
| 燐含有量<br>(mg/ℓ)                          | 通常  | 0.2    | 同左  |
|   | 最大  | 0.9    |     |
| ほう素及びその化合物<br>(mg/ℓ)                    | 通常  | 5      | 同左  |
|   | 最大  | 10     |     |
| ふっ素及びその化合物<br>(mg/ℓ)                    | 通常  | 4      | 同左  |
|   | 最大  | 8      |     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(mg/ℓ) | 通常  | 40     | 同左  |
|   | 最大  | 60     |     |
| 生物化学的酸素要求量<br>(mg/ℓ)                    | 通常  | 10     | 同左  |
|   | 最大  | 15     |     |

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年3月18日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市環境局環境監視部環境監視課

### 3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 8 年 4 月 8 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 188 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 8 年 3 月 18 日 第 12 号

2 廃止した道路

| 道路の位置   | 道路の幅員 (m) | 道路の延長 (m) |
|---|-----------|-----------|
| 北九州市八幡東区春の町二丁目 94<br>6 番 17、951 番 6 及び 960 番<br>2 | 4.00      | 7.41      |

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

北九州市教育委員会  
教育長 太 田 清 治

## 北九州市教育委員会規則第 2 号

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部を改正する規則

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成 1 6 年北九州市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 2 項に規定する教員（以下「教員」という。）」を「第 2 条第 1 項に規定する教育公務員（以下「教育公務員」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「教員の」を「教員（教育公務員特例法第 2 条第 2 項に規定する教員をいう。以下同じ。）の」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項、第 3 項及び前項」に、「教職員並びに」を「教員、事務職員及び学校栄養職員並びに」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 校長の表彰は、次の各号のいずれかに該当する校長で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。

- (1) 学校運営において、先進的な取組や特色ある学校づくりに関する取組を率先して行い、他校に波及する大きな成果を上げたもの
- (2) 教職員のワークライフバランスの実現、女性活躍推進、ハラスメントの防止等、職場環境の整備に大きく貢献しているもの
- (3) 校長としてのリーダーシップを発揮し、教職員に的確な指導若しくは助言又は研修を行い、その能力の発揮若しくは伸張又は人材育成に大きく貢献しているもの
- (4) 地域又は関係機関等と密接に連携し、既存の枠組みを越えて困難事案に意欲的に挑戦したもの
- (5) その他優れた成果を上げ、教育行政に大きく貢献しているもの

第 3 条中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。